別添１

（参考１）

○食品衛生監視票に係る参考資料

（１）６月１日からの食品衛生監視票について

　　　以下の厚生労働省通知をご覧ください。

　　　令和３年３月２６日「食品衛生監視票について」（薬生食監発0326第５号）

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000760440.pdf>>

（内容）

　　　　６月１日から、食品衛生法第51 条第２項（条項番号は令和３年６月１日時点）に基づき、全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することとなったため食品衛生監視票の評価項目が見直され、新たな食品衛生監視票の評価の考え方などについて掲載されています。

（２）HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施について

　　　以下のものなどがありますのでご参考にしてください。

①HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（厚生労働省ＨＰ）

<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html>>

　 　（内容）

リンク先に業種ごとの手引書が記載されていますので、使用される場合は、各施設の業務形態に応じて、「小規模な一般飲食店」もしくは「小規模な惣菜製造工場」のものをご参考にしてください。

②衛生管理計画様式・記録様式

　県内の各保健所内の食品衛生協会各支部にて販売

会員価格300円（税込）/非会員価格600円（税込）

（内容）

　　衛生管理計画及び衛生管理の実施記録の様式や記入例が記載されています。

　※詳細につきましては、所管の保健所にお問い合わせください。